

宮崎県地域リハビリテーション広域支援センター運営事業実施要綱

令和 8 年 7 月 2 7 日
福祉保健部長寿介護課
医療・介護連携推進室

1 目的

高齢者の自立支援・重度化防止の取組を推進するためには、高齢者それぞれの状態に応じた適時・適切なリハビリテーションの提供が求められる。地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という。）を設置することにより、地域の実情に応じたリハビリテーション支援体制を構築することで、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ることを目的とする。

2 広域支援センターの指定

本事業は、知事が指定した医療機関で行うものとする。

3 指定の期間

指定期間は、原則として3年間とする。

4 指定の基準

広域支援センターは、次の（１）から（３）の全ての条件を満たすものとする。

- （１）「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0 3 0 5 第 8 号）に定める脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）及び運動器リハビリテーション料（Ⅰ）に関する施設基準を満たす医療機関であること。
- （２）地域リハビリテーションの理念に十分な理解と、センター業務を遂行するための体制があるとともに、地域リハビリテーションの活動実績があり、市町村が行う介護予防事業等の推進に熱意を有する医療機関であること。
- （３）市町村や地域包括支援センター等の行政機関及び医療機関、介護サービス事業所等の福祉施設等と良好な連携関係にあり、十分なリーダーシップが発揮できると見込まれる医療機関であること。

5 事業内容

（１）リハビリテーション関係者等への相談対応

- ア 地域住民の相談への対応に係る支援
- イ 福祉用具、住宅改修等の相談への対応に係る支援
- ウ 地域包括支援センター等への支援

（２）研修会の開催

地域における行政職員、リハビリテーション実施機関、その他介護福祉施設・事業所等の従事者に対する研修会を開催する。

（３）連絡協議会の設置・運営

市町村や職能団体とのネットワークを、協議会を通じて構築する。

(4) その他、地域の実情に応じた活動

6 実績報告

指定医療機関の管理者は、別途定める報告様式により、毎年以下の(1)から(3)に係る年間の実績を当該年度の3月31日までに、知事宛て報告するものとする。

(1) リハビリテーションに係る相談対応件数

(2) 研修会の開催状況

(3) 連絡協議会の運営状況

附 則

この要綱は、令和8年7月27日から施行する。